

物品・飲食物販売出店者 募集要項

1 日 時 令和8年9月26日(土) 午前10時～午後4時(雨天決行)
9月27日(日) 午前10時～午後4時(雨天決行)

2 会 場 グリムの森

3 申込み要件

(1)物品・飲食物販売の要件

出店を申し込める者は、市内で活動している法人・団体、または下野市商工会・石橋商工会の会員になっている事業者とします。また、主催者が適当と認める法人・団体等も可能とします。なお、両日出店できることが申込み条件です。

物品・飲食物販売は、当フェスティバルの開催主旨に反しないものとします。

(2)その他の要件

申込者本人または法人等若しくはその代表者が以下に当てはまる場合は出店をお断りします。

- ①成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者・破産宣告を受け復権していない者
- ②銀行取引停止処分を受けている者・懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わらない者
- ③禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留又は起訴された者で、判決が未確定の者
- ④申込業種について3年以内に行政処分を受けた者
- ⑤現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これに準ずるもの

4 募集店舗数 10店舗(移動販売車含む)

5 出店料 1日あたり1小間(9㎡):2,000円

6 小間の設置

(1)小間割

- ①小間数には限りがありますので、1事業所1小間以内とします。(1小間=3m×3m)
- ②配列は、説明会時に抽選で決定します。

(2)小間の設備

- ①主催者側は場所の提供のみで、テントや机、いす等販売に必要なものは出店者で準備してください。なお、テントを利用する場合は、風等の対策のため重石(ウエイト)等を必ず設置願います。
- ②出店者はゴミ箱を設置し、出たごみは各出店者が持ち帰ってください。

7 電気・水道設備

電気を必要とする出店者は、イベント専用の配電盤から利用が可能です。出店希望申込書にその旨ご記入ください。延長コード類は出店者をご用意ください。

個々の小間へ水道の給排水はしません。必要な場合は、会場内の指定する水道から、自前のタンク等に給水してください。

8 出店物の範囲

(1)販売する商品について

販売する商品は、当フェスティバルの開催主旨・公序良俗に反しないものとし、各規制法律等に反するものは、販売を禁止します。

(2)食品を取り扱う際の注意事項

①食品を取り扱う出店者は、別紙の「臨時出店における注意事項」を遵守するほか、食品衛生法等の関連法令等を遵守してください。

②食品を取り扱う出店者は、店舗にアルコール消毒液を必ず用意し、食品を取り扱う際に必ず手指等を消毒してください。

③取り扱い可能な食品や調理・保存などの取扱方法に関しては、栃木県県南保健所(県南健康福祉センター生活衛生課)に確認の上、申し込んでください。取り扱いができない食品や方法の場合は出店できません。

県南保健所:電話 0285-22-0302

住所 小山市犬塚3-1-1

(3)商品の販売について

各店舗の商品の値段等については、主催者は一切関与しません。それぞれの企業努力での提供となります。他店への苦情等をご遠慮ください。

9 搬入及び陳列

搬入は、9月26日(土)と9月27日(日)のそれぞれ午前8時30分から午前9時45分までに完了してください。

10 搬 出

いずれの日も終了後、午後4時から午後6時までに搬出を完了してください。

11 駐 車 場

主催者が用意する臨時駐車場に駐車してください。その際は、できるだけ相乗りでお願いします。この要項で定められた搬入・搬出の時間帯以外に、車両を会場内へ進入・駐車することを固く禁止します。また、通行者・車両の妨げになりますので、搬入口のある西側道路には絶対に駐車しないでください。

12 管 理

主催者側では、会場全般の管理について最大の注意を払いますが、出品物の管理は各自責任を持つものとし、盗難・紛失・火災・損傷など不可抗力による損害については、責任は負わないものとします。

火気器具を使用する場合は、必ず、出店者ごとに消火器を設置してください。設置する消火器は石橋消防署の指導により、10型以上とします。

※火気器具とは ①火を使用する器具(カセットコンロなど)、②液体・固体・気体燃料を使用するコンロなど、③電気を熱源とするコンロなど、④その他、使用に際し火災の発生の恐れのある器具

13 清 掃

搬入、搬出、営業終了後は小間(テント)の周りの清掃を行い、ごみは出店者が持ち帰るようお願いします。

飲食販売の出店者は、店舗ごとにゴミ箱を用意してください。また、来場者が、他店で購入したものを捨てる場合も必ず受け入れてください。来場者にとって便利で優しいフェスティバルとなるようご協力をお願いします。

14 申 込 方 法

出店の申し込みは、別紙「出店申込書」と飲食販売を希望する方は「臨時出店の概要」(保健所提出用)を、令和8年7月20日(月)までに、グリムの館へご持参いただくか、郵送、FAXまたはMailにてご提出ください。期限後の申し込みは、一切受け付けません。

※記入については、販売品など詳しく記入してください。申込書に記入されていない品目の販売はできませんのでご注意ください。

※申込期間中、毎週火曜日は休館日ですのでご注意ください。なお、グリムの館の開館時間は午前9時から午後5時までです。

15 申 込 場 所(事務局)

〒329-0502 下野市下古山747番地 グリムの館

☎:0285-52-1180、FAX:0285-52-1181、Mail:info@grimm-no.net

16 出 店 者 の 決 定

出店者は、書類審査により決定します。書類審査を経た上で募集店舗数を超えている場合は、抽選にて出店者を決定します。抽選は、8月5日(水)に行います。抽選結果に対する異議申し立ては認められません。なお、イベントとの関連性が希薄な出店希望者は、募集店舗数に達していなくても出店をお断りする場合があります。抽選の有無または出店の可否は、7月24日(金)に発送する書面にてご案内します。7月31日(金)までに届かない場合は事務局(グリムの館)までご連絡ください。

17 出 店 者 の 配 列

出店者の配列は、8月19日(水)の出店決定者説明会の時に抽選で決定しますので、出店者は必ず出席してください。出店者が出席できない場合は、代理の方の出席をお願いします。欠席された場合は事務局に一任とさせていただきます、欠席により不利益が生じても主催者は一切責任を負いません。なお、抽選を行わない場合は説明会を開催せず、事務局で配列を決定させていただきます。配列の結果に対する異議申し立ては認められません。

18 特 記 事 項

- (1) 荒天、自然災害、火災など主催者の責めに帰さない事由により開催中止、または開催期間の短縮になった場合、出店料は返金します。ただし、出店に伴う損害の補償はしません。なお、悪天候時の場合の出店は、個々の出店者の意思を尊重しますが、出店しない場合、出店料の返金はしません。
- (2) この要項の記載事項を守らない場合、出店を取り消し、次回以降の出店を認めません。また、出店の取り消しに伴う損害について、主催者はその責を負いません。
- (3) 主催者、警察、消防、保健所等の指導があった場合は速やかに従ってください。
- (4) 出店決定後、出店の権利を譲渡・転貸することを禁じます。

別紙

臨時出店での注意事項

学校祭や地域のお祭り等の行事の開催に伴い臨時に出店し、食品を調理・提供する事例が増えています。もしそこで食中毒事件が発生してしまえば、せっかくの楽しい行事も台無しになってしまいます。臨時の出店であっても食中毒などの事故があったときは、営業者と同様の責任を伴うこととなりますので、次の事項を守って衛生的な食品の提供に努めてください。

食品の取扱いは・・・

- 1 手指には、目に見えない細菌（食中毒菌）やウイルスが付着しています。調理した人の手から食品を汚染して食中毒の原因になることがあります。調理作業前やトイレの後、金銭を取り扱った後などには、こまめに手を洗いましょう。
- 2 食品に手指が触れる作業を行う場合は、使い捨てビニール手袋等を使用するよう努めましょう。
- 3 冷蔵保存が必要な食品を取り扱う場合は、冷蔵庫や保冷剤を入れたクーラーボックスを用意して保管し、室温に放置しないようにしましょう。
- 4 前日に調理して作り置きした場合、翌日までに食中毒菌が増殖して危険な場合があります。調理は、提供する直前に行い、作り置きはしないようにしましょう。
- 5 作ってから食べるまで時間をおかないことが大切です。会場内で早めに食べてもらうようにしましょう。
- 6 原材料の洗浄や仕込みは、調理設備や給水設備が整った場所で行い、出店場所では、原則として煮る・焼くなどの加熱処理だけにしてください。
- 7 食品に直射日光が当たらないよう注意しましょう。

施設・設備は・・・

- 1 調理をする場所には仕切りを設け、関係者以外の人が入らないようにしましょう。
- 2 手指や器具の洗浄・消毒のために次の設備が必要です。
 - ・給水設備／臨時店舗は、可能な限り水道の給水設備のそばに設置しましょう。給水設備が近くにない場合は、蛇口の付いた蓋付き容器（18ℓ以上）に飲用適の水を入れて臨時店舗に設置してください。
 - ・消毒設備／手指等の消毒用として、逆性石けんや消毒用アルコールなどを用意しましょう。
- 3 排水が臨時店舗内や周囲に漏れたり、散乱しないよう、排水を受けるための十分な大きさのポリバケツ等を用意しましょう。
- 4 異物混入事故等の防止のため、臨時店舗は、無人にならないようにしましょう。
- 5 廃棄物（客が使用した食器類を含む）を衛生的に処理するため、蓋付きで十分な大きさの廃棄物用容器を用意しましょう。

食品を取り扱う人は・・・

- 1 調理従事者は、清潔な衣服等を着用するとともに、毛髪等が混入しないよう注意しましょう。
- 2 体調不良（下痢・おう吐・発熱など）の人、手指に傷がある人が調理した場合、食品に食中毒菌やウイルスをつけてしまう可能性があります。食品に直接触れる作業は行わないようにしましょう。また、家族に同様の発症者がいる場合も注意が必要です。

栃木県保健福祉部生活衛生課食品安全推進班
